

# 戸籍にフリガナを記載する取り組みが始まります！

戸籍法の改正により、このたび戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。令和7年5月26日以降順次、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。

この通知に記載されたフリガナが誤っている場合は、マイナポータルからの届出か、最寄りの市町村窓口、または本籍地市町村への届出が可能です。通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるため、手続きは不要です。

なお、フリガナの届出に手数料は一切かかりません。

また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

## 【戸籍の振り仮名制度や届出期間・方法について 詳細はこちら】



法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

法務省コールセンター：0570-05-0310

※届出の処理状況等の個別事情は各本籍地市町村へお尋ねください。



※日南町が本籍の方には7月中-下旬の発送を予定しています。

(他市町村が本籍地の場合の発送予定は本籍地にお問い合わせください。)

※フリガナの届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。  
詐欺に御注意ください。

【問合せ】役場住民課 TEL：82-1112

# 本格的に暑くなる前の熱中症対策！

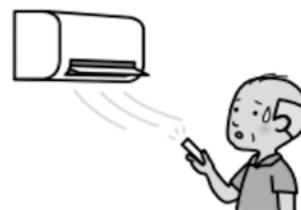
梅雨の合間の突然気温が上昇した日や湿度の高い蒸し暑い日が発生する6月頃から、熱中症の救急搬送が多くなります。いつでも・どこでも・だれでも条件次第で熱中症にかかる危険性がありますが、熱中症は正しい対策を知り、普段から気をつけることで防ぐことができます。

## 熱中症対策ポイント

### ① 涼しい時期からエアコンを活用！

6月は、暑さに慣れていないため、あまり暑くなくても熱中症の危険が高まります。

「まだ夏じゃないから」とエアコンを我慢していると、熱中症の危険を高めてしまうので体が暑さに慣れていない今のうちから、エアコンをうまく活用しましょう。



### ② 汗をかき暑さに慣れる！

暑さに慣れていないと熱中症になる危険性が高まります。体が暑さに慣れることについて知り、今から熱中症対策を行いましょ。人は体を動かすと体内で熱が作られて体温が上昇しますが、汗をかくことで体にたまった熱を下げようとして体温調整を行います。この体温調整がうまくできなくなることで体に熱がたまったままになり熱中症が引き起こされます。体を暑さに慣れさせるためには、汗をかくことが重要になります。無理のない範囲で運動や入浴をして汗をかく習慣をつけましょ。

※汗をかき体が暑さに慣れるためには、数日から2週間程度かかります。

暑くなる前から余裕をもって活動を始め、暑さに備えましょ。



【問合せ】役場総務課 (TEL：82-1111)、役場福祉保健課 (TEL：82-0374)

